

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第44号

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(平成2年香川県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定通所支援事業の再開の届出等)</p> <p><u>第6条の3</u> 法第21条の5の20第3項の規定による届出(休止した事業の再開に係るものに限る。)は、指定通所支援事業再開届出書(第8号様式の5)によりしなければならない。</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請等)</p> <p><u>第6条の3</u> 法第21条の5の15第1項及び第24条の9第1項の申請は、<u>指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)指定申請書(第8号様式の3)によりしなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 法第21条の5の20第1項又は第24条の13第1項の規定による申請は、<u>指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)指定変更申請書(第8号様式の3の2)によりしなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 法第21条の5の20第3項及び第24条の13第3項の規定による届出は、<u>変更に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者(指定障害児入所施設)変更届出書(第8号様式の4)により、休止した事業の再開に係るものにあつては指定通所支援事業再開届出書(第8号様式の5)によりしなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p>

第8号様式の2から第8号様式の4までを次のように改める。

第8号様式の2から第8号様式の4まで 削除

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年香川県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第2条</u> 削除</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請)</p> <p><u>第2条</u> 法第36条第1項、第38条第1項又は第51条の19第1項の申請は、<u>指定障害福祉サービス事業者等指定申請書(第1号様式)により行うものとする。</u></p>

(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)

第2条の2 法第37条第1項又は第39条第1項の申請は、指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書（第1号様式の2）により行うものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等の変更の届出等)

第3条 法第46条又は第51条の25第1項若しくは第2項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業者等変更届出書（第2号様式）により、廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止、再開）届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等の廃止等の届出)

第3条 法第46条又は第51条の25第1項若しくは第2項の規定による届出（廃止、休止又は再開に係るものに限る。）は、指定障害福祉サービス事業者等廃止（休止、再開）届出書（第3号様式）により行うものとする。

第1号様式から第2号様式までを次のように改める。

第1号様式及び第2号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。